

# 生徒の安全確保のための 危機管理マニュアル



令和8年度版

- 1 学校の危機管理の必要性 . . . . . P 1
- 2 平日の校内での救急事故に対する対応 . . . P 2
- 3 登下校時の救急事故に対する対応 . . . . . P 3
- 4 不審者対策 . . . . . P 3
- 5 火災に対する対応 . . . . . P 5
- 6 地震・津波に対する対応 . . . . . P 6
- 7 台風時の対応 . . . . . P 8
- 8 大規模自然災害及び有事における避難等 . . P 9
- 9 災害時の避難訓練実施計画 . . . . . P 10
- 10 避難経路 . . . . . P 13
- 11 保護者引き渡しに関する記録用紙 . . . . . P 14

沖縄県立普天間高等学校

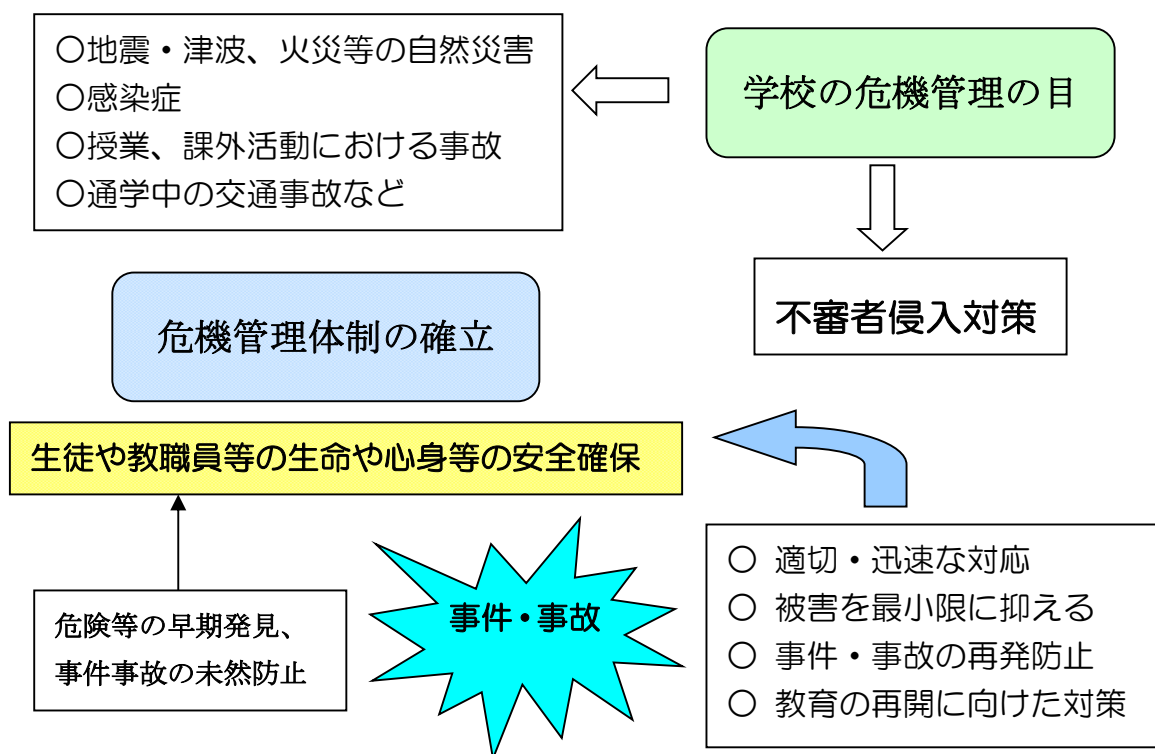
〒901-2202 沖縄県宜野湾市普天間1丁目24番地1号

電話 (098) 892-3354・4925

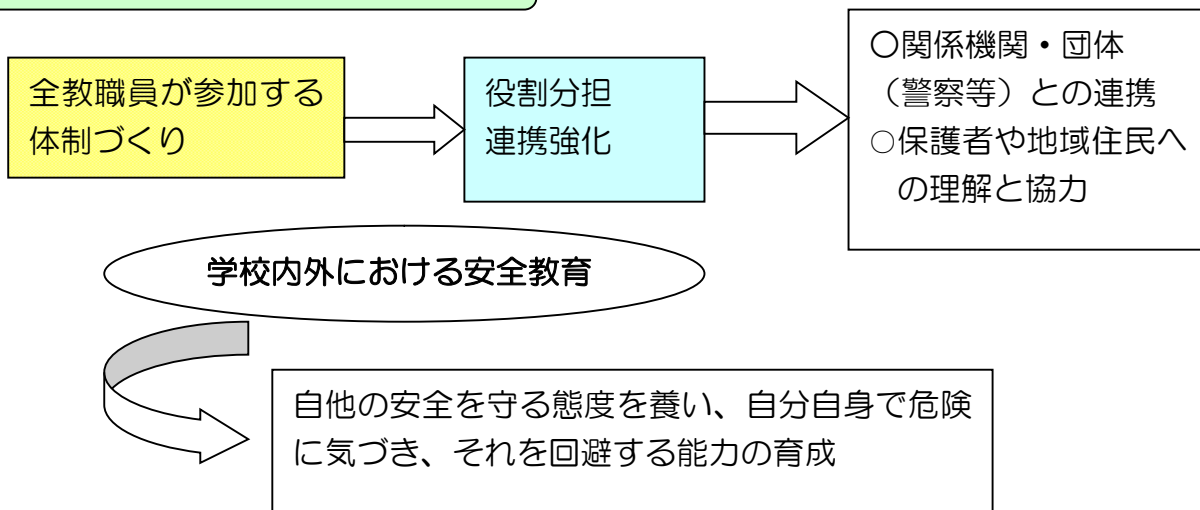
FAX (098) 893-5888

# 1 学校の危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所



学校の危機管理における体制づくり

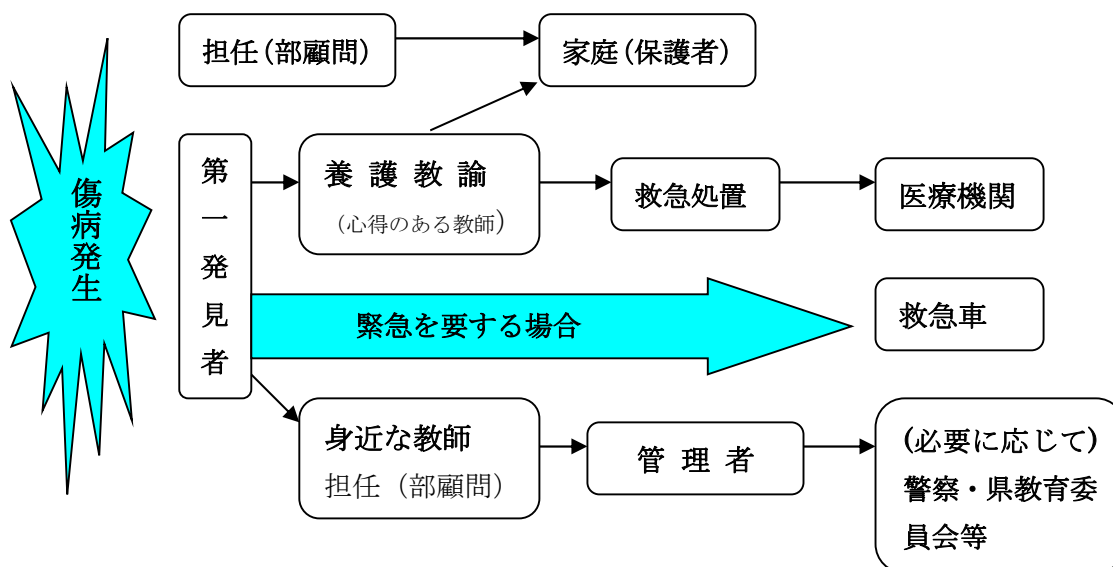


## ◎ 学校における危機管理の進め方

- ① 様々な状況に応じて、実行可能で効果的な対策を講じる。
- ② 危機管理マニュアルを効果的に運用するため、必要に応じ訓練を実施する。
- ③ 訓練によって得られた課題をもとに、危機管理マニュアルをより機能するものに改善していく。

## 2 平日の校内での救急事故に対する対応

### (1) 救急事故発生の際の処置



- ① 救急事故発見者は、迅速に応急処置及び連絡体制に対し最大の努力を払う。
- ② 保健室でできる範囲の応急処置でよい場合は、養護教諭が処置を行い、教室へ帰す。
- ② 処置後、授業が受けられない場合は、ホームルーム担任と相談のうえ、帰宅させる。状態が悪く一人で帰宅できない生徒は、ホームルーム担任と相談の上、保護者に連絡して学校まで引き取りに来てもらう。その際、養護教諭が家庭での処置等について助言する。

### (2) 救急患者発生時の際の移送について

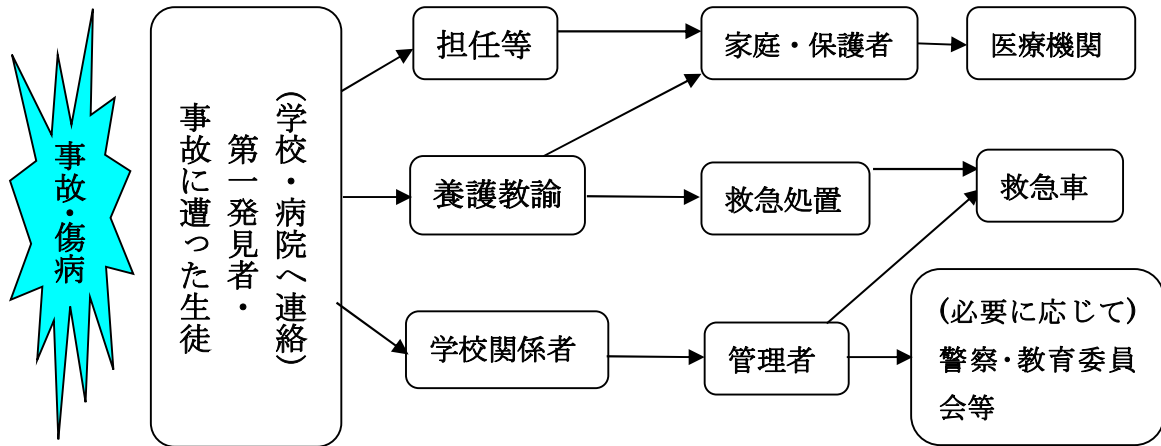
- ① 救急車を依頼するか、保護者に移送を依頼する。その際、保護者の希望する医療機関の有無の確認を行う。
- ② ①による移送が不可能な場合は、ホームルーム担任または関係職員が移送する。
- ③ さらに、②が不可能な場合は校長が他の職員へ依頼する。

### (3) 養護教諭不在の際の救急処置について

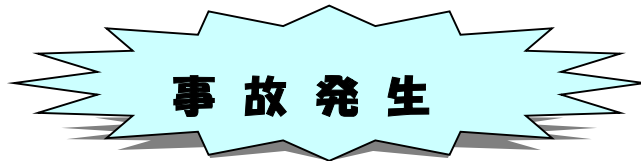
- ① 保健室でできる範囲内の応急処置でよい場合は、ホームルーム担任が関係職員に連絡し、処置を行い、保健室利用者名簿に記入する。その間、ホームルーム担任又は関係職員が付き添うものとする。使用後は、ホームルーム担任又は関係職員が保健室を閉める。
  - ② 帰宅させる必要のある生徒が出た場合は、保健室で休養させ、ホームルーム担任又は副担任は保護者へ連絡し、学校まで引き取りに来てもらう。その間、ホームルーム担任又は関係職員が付き添うものとする。
  - ③ 救急に医師の処置診断が必要な場合は、前条2の方法によって医療機関へ移送する。
  - ④ 救急処置後は後日速やかに養護教諭へ報告する。
- (4) 部活中に救急処置を必要とする場合は、前各条、各号の「ホームルーム担任」を「部顧問」と読み替えるものとする。
- (5) 学校管理下における事故に対しては係が独立行政法人日本スポーツ振興センターへ災害給付金の手続きをする。
- (6) 学校における伝染病発生についての処置は、学校保健法に基づいて行うものとする。

### 3 登下校時の救急事故に対する対応

※ 登・下校において発生する事故やケガ、急病に対して適切な連絡と応急処置を行う。



### 4 不審者対策



#### <生徒の動き>

- 「まず逃げる」「距離を保つ」
- 「大声を出して助けを求める」
- 「近くの家や大人に助けを求める」名前を聞かれても答えない、教えない

#### <管理者の動き>

- 事件現場、被害状況等を把握する。
- 現場に職員(教頭)を派遣する。
- 110番、119番通報は確実になされているか確認する。
- 現場からの報告を受け、適切な対応ができるよう的確な指示をする。

刺叉(さすまた)の保管場所  
事務室・体育教官室

#### <職員の動き>

- 校内で発生した場合、最初に把握した職員は、緊急放送等により、直ちに全校に知らせる。
- 校長、教頭等に報告し、全職員で連携し、漏れのない迅速確実な対応ができるよう心がける。
- 不審者に対して退去を求める。従わない場合は、警察に連絡する。
- 110番をするとともに、ケガ人が出ているおそれがある場合は119番をする。

宜野湾警察署

098-898-0110

普天間交番

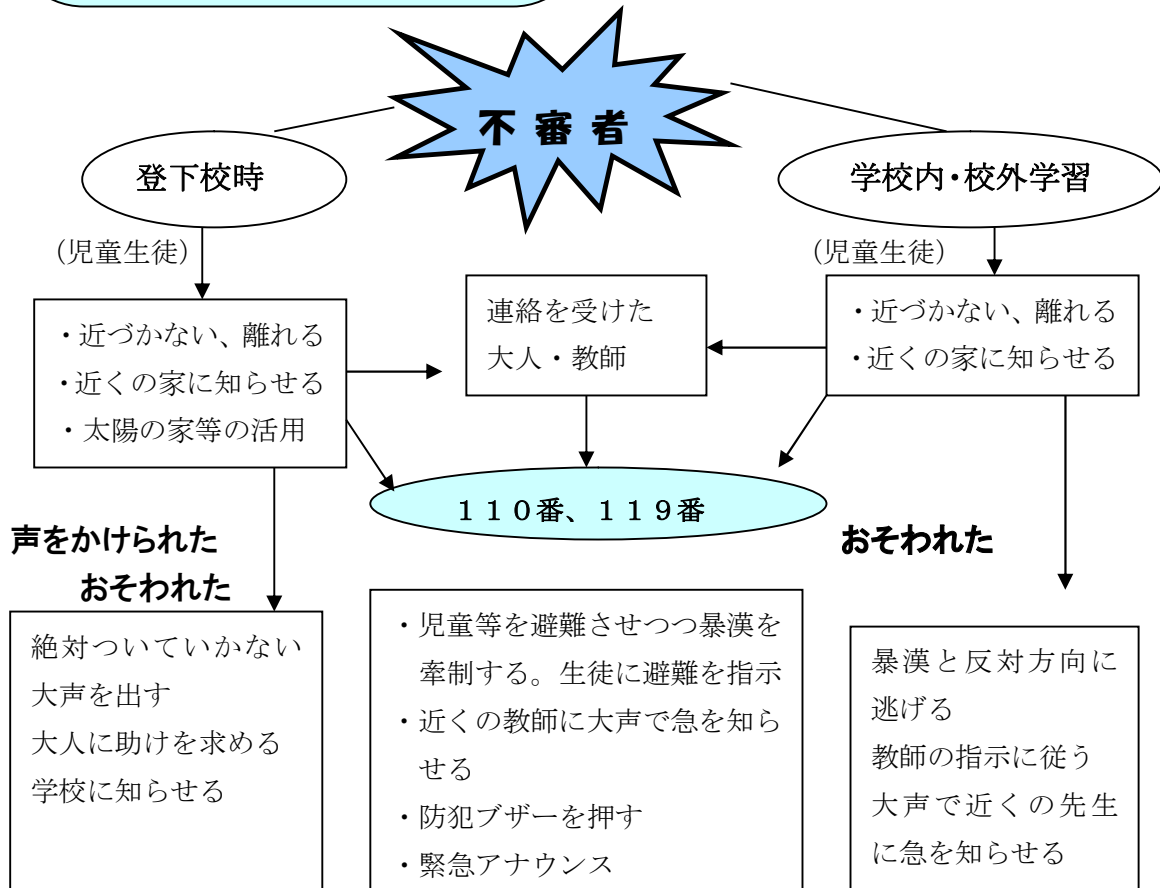
098-893-2280

○不審者と思われる言動等

- ・道を聞くとき「車に乗せたり、案内させようとしたりする」
- ・どこかに連れていこうとする
- ・刃物など凶器を持っている
- ・目がギラギラして興奮している
- ・酔っばらっている、フラフラと歩いている

○安全5項目

- ・裏通りや人通りの少ない道を通らない、道草しない
- ・近づかない、絶対についていかない
- ・近くの家や大人に助けを求める
- ・大声で助けを求める
- ・事務室や職員室に助けを求める



【不審者侵入防止の3段階のチェック体制】

段階	方策
A 校門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係者以外立ち入り禁止」の看板設置</li> <li>・裏門は登校時間帯のみ解錠</li> </ul>
B 校門から校舎入口まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室から常に見えるようにブラインド開閉を考慮</li> </ul>
C 校舎入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正面玄関で来校者の確認、受付名簿への記入、名札着用</li> </ul>

## 5 火災に対する対応

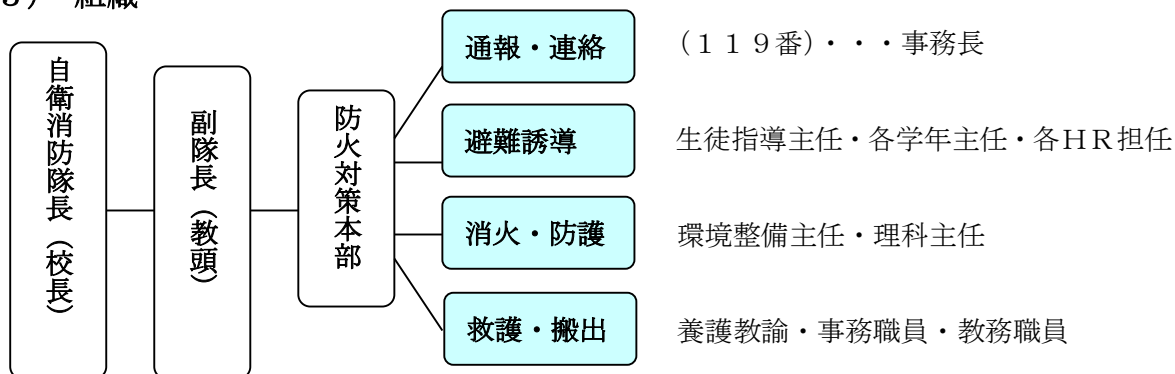
### (1) 目的

消防法第8条第1項に基づき沖縄県立普天間高等学校における防災管理業務について定め、火災や震災等による災害を予防するとともにこれらの災害による被害を軽減し、職員・生徒を速やかに避難場所に誘導し、安全を確保する。

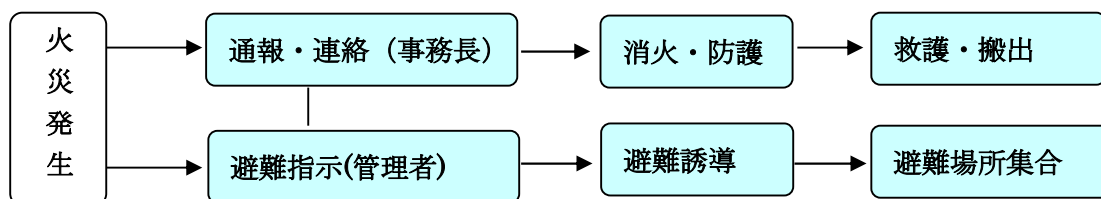
### (2) 任務 防火管理者は教頭とし、次の係を置く。

- ① 通報連絡係・・・(通知) 消防機関に対する通報とその確認  
(連絡) 校内への出火の報知、消防隊への情報提供、  
関係官公庁等への連絡にあたる
- ③ 消火係・・・火災時における消火器等を操作し、消火作業を行う。
- ④ 避難誘導係・・・出火時及び震災時における生徒の誘導にあたる。
- ⑤ 防護措置係・・・消防隊の誘導及び消防活動の障害物の除去等にあたる。

### (3) 組織



### (4) 火災発生時の動き



### (5) 防災教育及び訓練

- ◎ 防災教育
  - ① 職員に対する年一回以上の教育
  - ② 消防計画の周知徹底
  - ③ その他、火災予防上必要な事項
- ◎ 防火訓練  
通報、消火、避難、誘導の各訓練等を定期的に行う。

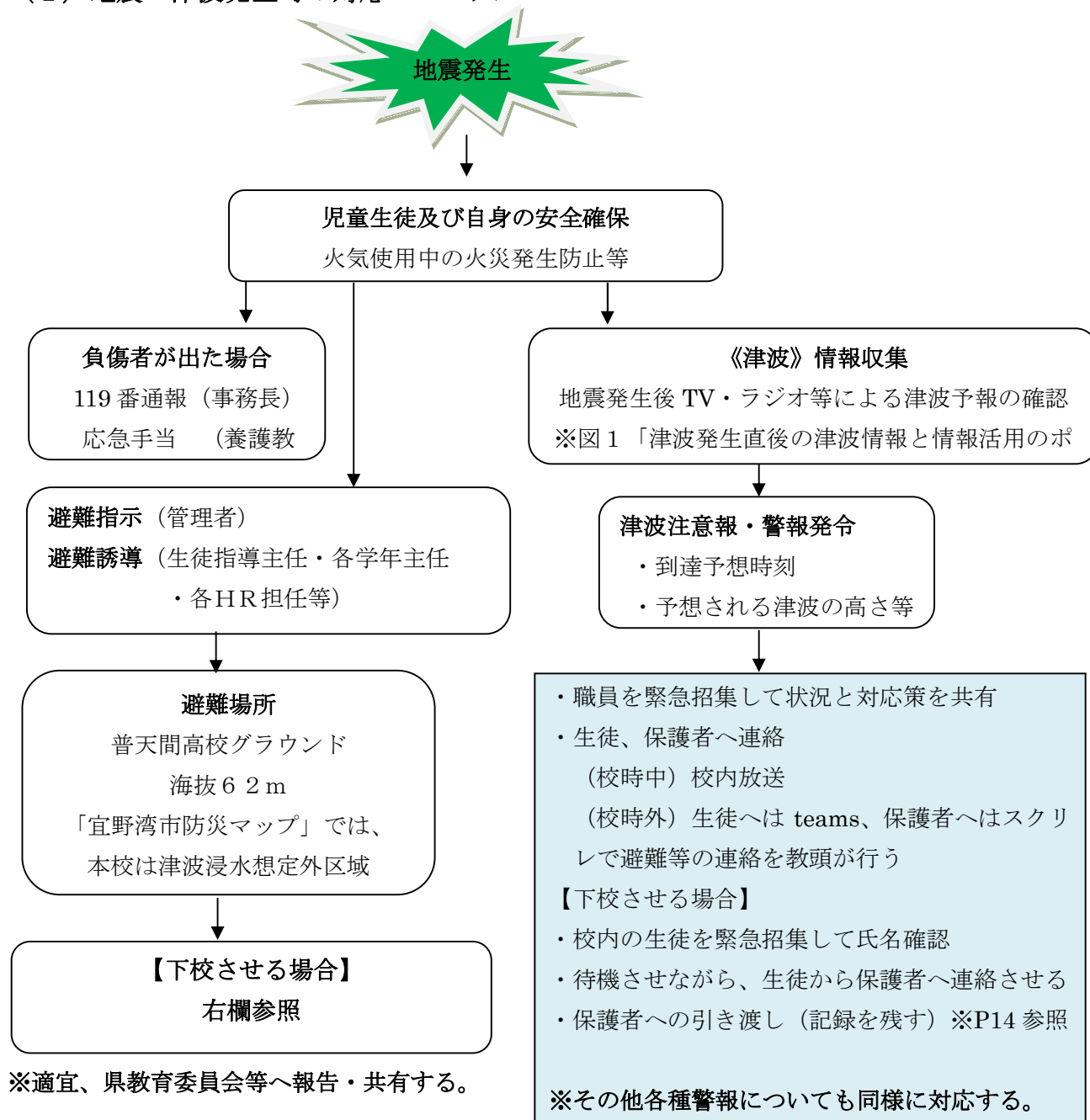
### (6) 避難場所 運動場(グラウンド)

### (7) その他

災害発見と同時に職員室等に連絡し、適切な行動を取り、被害を最小限にとどめる。連絡を受けた職員は直ちに職員・生徒に適切な指令を発し、すみやかに活動を開始すること。

## 6 地震・津波に対する対応

### (1) 地震・津波発生時の対応マニュアル



### (2) 地震時の活動

- ① 授業中の場合、生徒を机下などに身を寄せさせ、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入口を確保する。
- ② 休憩中の場合は、その場所で身をふせ、校内放送等による指示を待つ。
- ③ 避難開始の指示があった場合は、生徒の混乱を防止し避難場所へ誘導する。
- ④ 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上で行う。
- ⑤ 非常時の情報伝達方法(緊急連絡網)について、確立しておく。

図1 地震発生直後の津波情報と情報活用のポイント



図2 津波の高さと被害の程度

津波の高さ(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋		部分的破壊	全面破壊			
石造家屋		持ちこたえる	部分破壊		全面破壊	
鉄筋コンクリート		持ちこたえる		部分破壊		全面破壊
防潮林(幅 20m)		被害軽減 津波軽減	漂流物阻止	部分的被害 漂流物阻止		全面的被害 無効果

(図1・2：参照「九州・山口県防災気象情報ハンドブック 2010」) 平成22年5月福岡管区気象台)

## 7 台風時の対応

### (職員用)

#### (1) 職員の責務

職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものではないことに留意する。

#### (2) 業務停止について

暴風警報が発令され

- ① 当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想される旨、テレビやラジオ等の報道がなされ、かつ、
- ② 当該区域においてバスの運行が停止することが明らかとなるとき、校長から特に勤務を命じられた職員以外は、業務停止とする。

#### (3) 業務再開について

- ① 当該区域が暴風圏外となったとき、または、
  - ② 当該区域において、バスの運行が再開されたとき、職員は出勤する。
- ただし、業務の再開時間が 14時5分以降 になる場合には、出勤せずとも良い。

#### (4) 特別休暇について

校長が業務の停止措置をした場合、特に勤務を命じられた職員以外の職員は、特別休暇の手続きをとるものとする。出勤した場合でも同様とする。

### (生徒用)

#### (1) 臨時休業について

暴風警報が沖縄本島の中南部地域に発令されたときは、臨時休業とする。

※ 暴風雨警報が発令されているかどうかの情報は、各自、テレビ、ラジオの報道等により入手する。

#### (2) 授業再開について

暴風警報の解除が正午までに行われた場合、午後の授業を行う。

暴風警報の解除が正午以降に行われた場合、引き続き休校とする。

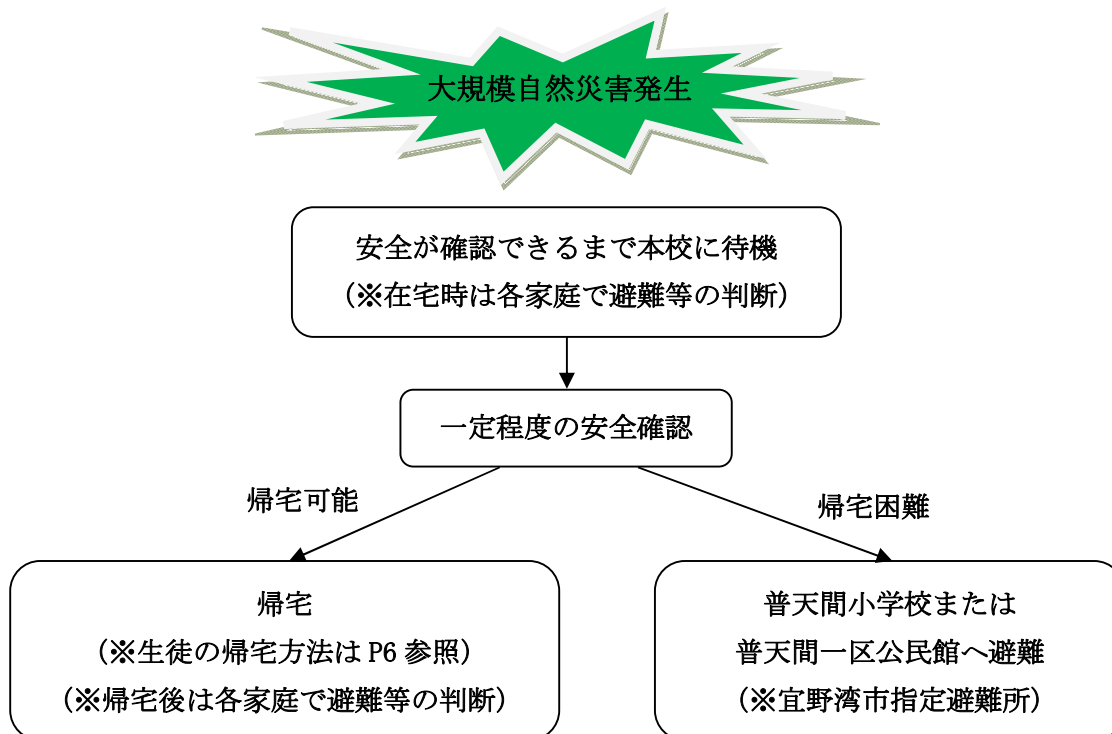
※ 台風接近時は、テレビやラジオで臨時休業等の情報を得よう各自努める。「警報解除に伴う登校」については、放映・放送の有無にかかわらず、上記の時間までに登校する。

#### (3) 遅刻や欠席の取り扱いについて

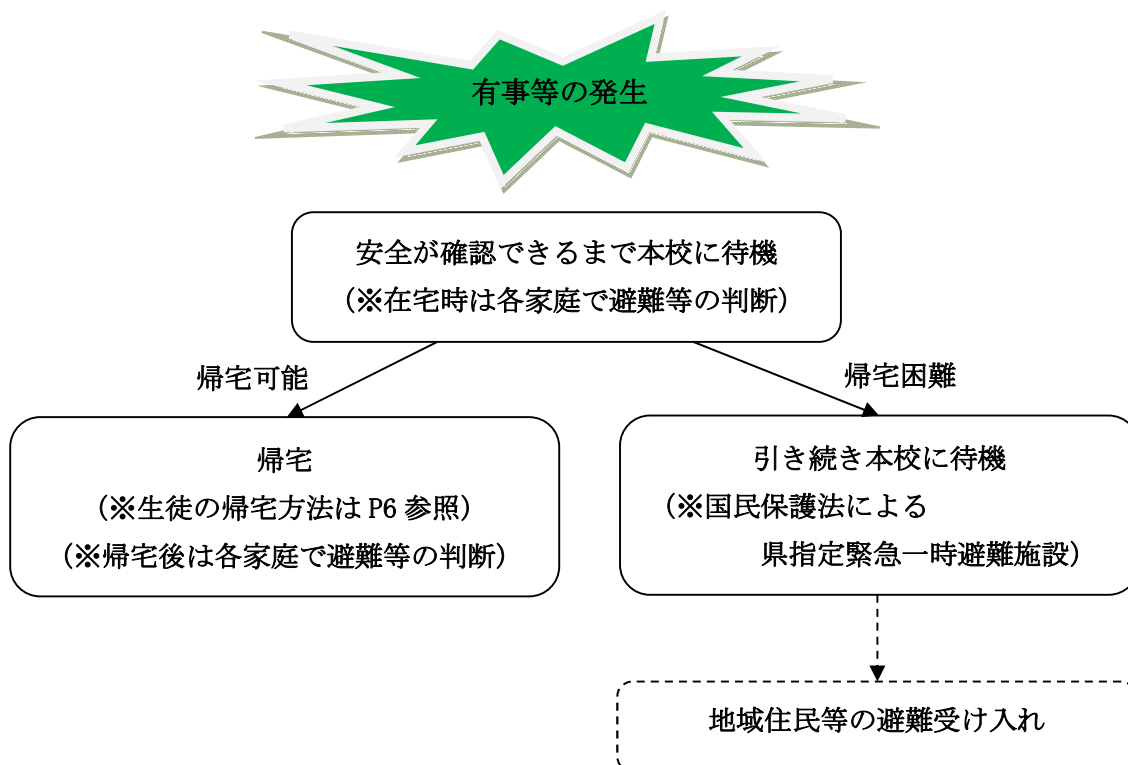
原則として授業再開時間に間に合わなかった生徒は遅刻、再開された授業を受けなかった生徒は欠席とする。通学区域内の状況、たとえば河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路決壊等によって、登校が困難であった生徒については、その状況の程度等を考慮して、遅刻や欠席を取り消すかどうか判断して決定する。

## 8 大規模自然災害及び有事における避難等の対応 (職員・生徒共通)

### (1) 地震・津波・台風等の大規模自然災害発生



### (2) 有事等の発生



# 9 災害時の避難訓練実施計画

県立普天間高等学校

## 1. 目的・ねらい

この訓練は県地域防災計画に基づき、大規模地震の発生を想定し、防災意識の啓発や避難計画の検証を行うことにより、防災体制の向上を図ることを目的とする。

## 2. 想定災害 地震に伴う火災・津波

## 3. 訓練内容

- ①シェイクアウト訓練：自分の身を守る安全確保＝頑丈な机の下への避難（地震の想定は2分とする。）
- ②避難広報訓練：緊急地震速報、避難指示の伝達
- ③避難誘導訓練：現場より安全な場所への避難  
※雨天時：現場より安全な場所への避難経路の確認を教室にて行う。
- ④避難完了報告訓練：迅速な全校生徒及び全職員の安否確認（避難開始から完了まで目標10分以内）

### ※シェイクアウト訓練

米国などの世界各地で行われる大規模な地震防災訓練。年に1回、数万人から数百万人が参加して行われ、「ドロップ（姿勢を低く）・カバー（体・頭を守る）・ホールドオン（揺れが収まるまでじっとしている）」という身を守るための基本的な行動を、学校・職場・外出先などで一斉に実践する。

## 4. 運営・進行

### (1) シェイクアウト訓練

＝教頭による校内放送／地震音源再生／緊急地震速報／教科担任による指示（教室にて）

### (2) 避難広報＝教頭による校内放送／想定の提示／待機指示

### (3) 避難誘導＝教科担任による／各授業担当クラスの把握／避難誘導

※雨天時は避難経路確認：教科担任より口頭説明

### (4) 避難完了報告＝報告順番 ①正副HR長 ②担任 ③学年主任 ④教頭 ⑤校長



## 6. 避難経路(避難経路図別紙参照) ※上の階を優先する。 ※校舎改築に伴う変更あり。

- ◇経路1【1-2, 1-3, 2-4, 2-5, 2-2, 2-3】  
A棟東(外)階段→体育館裏通路→グラウンド
- ◇経路2【多目的7, 1-4, 多目的8, 2-6, 3-5, 3-6, 3-2, 美術室】  
A棟東側階段→生徒用玄関→中庭→グラウンド
- ◇経路3【1-5, 1-6, 2-7, 2-8, 3-7, 3-8, 3-4, 3-3】  
A棟西側階段→中庭→グラウンド
- ◇経路4【1-8, 1-7, 2-1, 2-9, 1-1, 1-9, 3-1, 3-9】  
A棟西(外)階段→校舎裏通路→体育館裏通路→グラウンド
- ◇経路5【多目的1.2教室、書道室、生徒会室】 中庭→グラウンド
- ◇経路6【被服教室、多目的4、LL教室】 管理棟北外階段→中庭→グラウンド
- ◇経路7【音楽教室、社会科教室、職員室】 管理棟南外階段→中庭→グラウンド
- ◇経路8【食物実習室、家庭科総合実習室、多目的5, 6、コンピュータA、B、多目的3、進路学習室】  
管理棟中央階段→グラウンド
- ◇経路9【化学物理講義室、生物地学講義室、教育相談室、保健室】  
B棟東外階段→ハンドボールコート横→グラウンド
- ◇経路10【物理実験室、生物実験室】 B棟中階段→ハンドボールコート横→グラウンド
- ◇経路11【化学実験室、地学実験室、視聴覚室、国語科教室】  
B棟西外階段→ハンドボールコート横→グラウンド
- ◇経路12【図書館】  
昇降口ホール→ハンドボールコート横→グラウンド

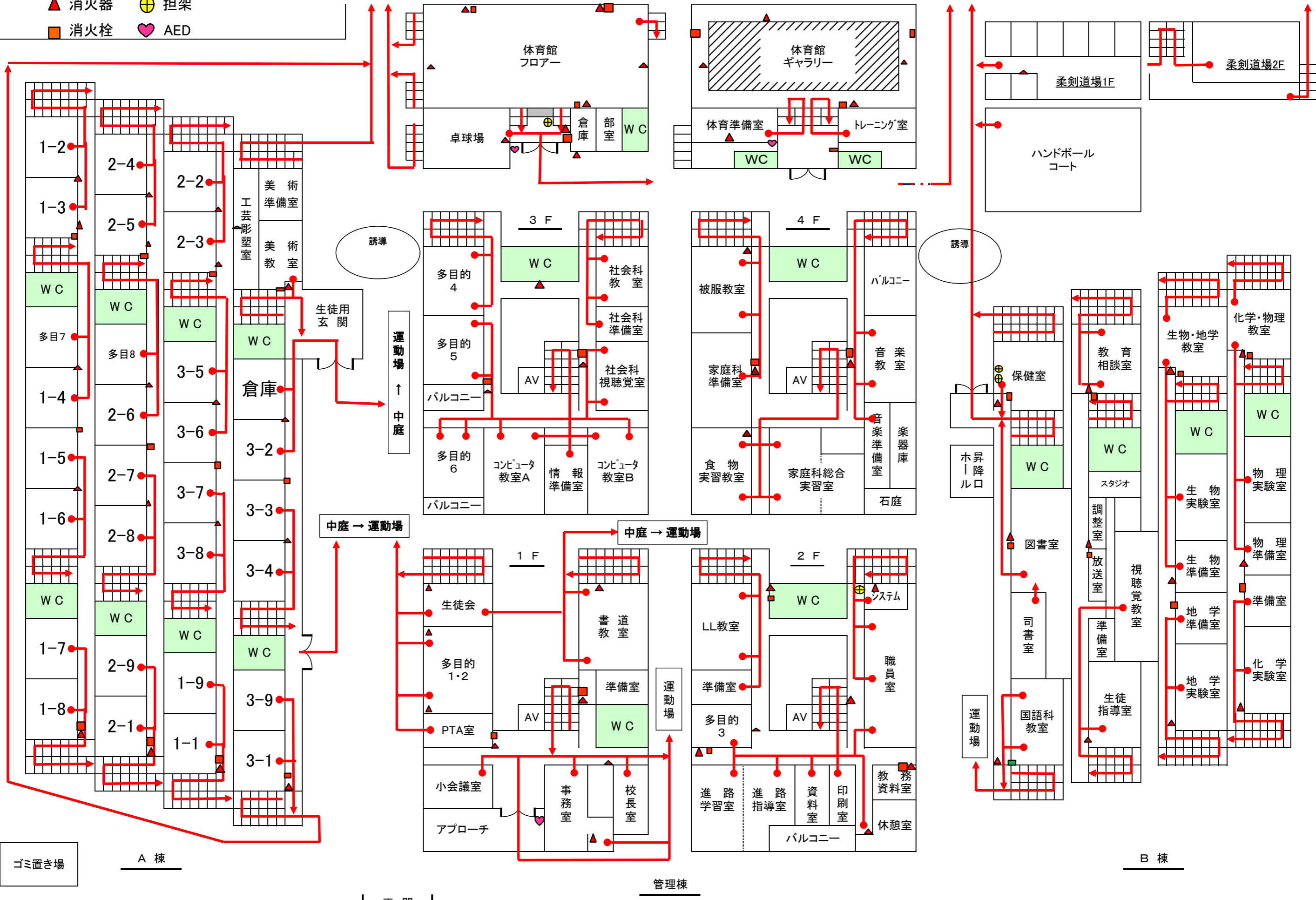
## 7. 留意点

- (1) 非常時は受信機のある事務室を本部とする。教頭は事務室で状況把握、避難の指示を行う。
- (2) 火災の通報はベルと放送で行う。
- (3) 避難場所、避難経路、ベル、マイク等は事前に点検する。
- (4) 非常の際の行動については、SHR等の時間を利用して指導しておく。
- (5) 指示は簡潔明瞭に行う。
- (6) 避難時は何も持たないが鉄則である。しかし、避難経路上に窓ガラスやコンクリート破片などの落下物がある恐れもあるため、すぐに持ち出せるのであれば頭巾代わりにするもので頭を覆ってもよい。
- (7) 避難は全学年一斉に行う。避難場所までの誘導は、決められた経路を使う。ただし、急を要するときは、誘導者の状況判断によって誘導する。  
(管理棟からの避難は、火元箇所に近づかないように注意する)
- (8) 教科担任は避難経路を指し示し、担当生徒を教室より退避させた後、先頭にまわり込み、生徒を誘導する。1階に到着後、再度避難経路を指し示し、生徒を先に行かせ、最後尾より列後方の生徒が遅れないように、2列で整然と行動できるよう注意しながら担当の生徒を確実に避難させる。
- (9) 生徒の安全な誘導を最優先する。
- (10) 運動場では学級毎に1列で整列する。
- (11) 実際の非常時にはエレベーターは停止するので、ケガや車いす等で移動が困難な人がいる場合は、周囲で協力して避難補助を行わなければならない。
- (12) 体調不良や長時間の起立が厳しい生徒は、無理をせずに腰を下ろすか保健室で待機する。

# 10 避難経路

- ▲ 消火器      ⊕ 担架
- 消火栓      ♡ AED

## グラウンド



ゴミ置き場

A 棟

管理棟

B 棟

正門

# 11 災害時等における保護者引き渡しに関する記録

記録者氏名( )

日時	令和 年 月 日 ( ) 時刻( : )
生徒氏名・クラス	年 組 番 氏名
※部活動名 (部活動時の場合)	
引き渡した 保護者について	父 母 その他( ) 身分証明書等の確認(有・無)
※保護者以外に 引き渡した場合について (状況を記入)	

日時	令和 年 月 日 ( ) 時刻( : )
生徒氏名・クラス	年 組 番 氏名
※部活動名 (部活動時の場合)	
引き渡した 保護者について	父 母 その他( ) 身分証明書等の確認(有・無)
※保護者以外に 引き渡した場合について (状況を記入)	

日時	令和 年 月 日 ( ) 時刻( : )
生徒氏名・クラス	年 組 番 氏名
※部活動名 (部活動時の場合)	
引き渡した 保護者について	父 母 その他( ) 身分証明書等の確認(有・無)
※保護者以外に 引き渡した場合について (状況を記入)	

日時	令和 年 月 日 ( ) 時刻( : )
生徒氏名・クラス	年 組 番 氏名
※部活動名 (部活動時の場合)	
引き渡した 保護者について	父 母 その他( ) 身分証明書等の確認(有・無)
※保護者以外に 引き渡した場合について (状況を記入)	